

静岡県公安委員会規則第15号

静岡県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年5月30日

静岡県公安委員会委員長 外山弘 宰

静岡県警察組織規則の一部を改正する規則

静岡県警察組織規則（昭和34年静岡県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(外事課の所掌事務) 第56条 外事課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(4) (略) (5) <u>国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）</u> の施行に関すること。 (6) (略) 2 (略)	(外事課の所掌事務) 第56条 外事課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(4) (略) (5) <u>国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）</u> の施行に関すること。 (6) (略) 2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和5年6月1日から施行する。